相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市外日角二三一番地二四、最後の住所石川県金沢市石引二丁目一七番一七号　被相続人　亡　別宗　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

石川県金沢市尾張町一丁目二番二三号プチハイム尾張町一階ネクスト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細見　孝次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市三郷温七四三番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新明　依子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

長野県松本市大手一丁目三番二九号　丸今ビル三F

相続財産管理人　弁護士　三浦　守孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県不破郡垂井町七二六番地一、最後の住所岐阜県不破郡垂井町七二六番地の一　被相続人　亡　竹内　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

岐阜県大垣市中町一八番地一

相続財産管理人　小玉　光春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市新居町浜名一二八四番地、最後の住所静岡県湖西市新居町浜名一二六一番地　被相続人　亡　疋田　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地　ＭＹビル二階　田畑知久法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩田　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京市台東区浅草三筋町二丁目三番地二、最後の住所愛知県守山市大字森孝新田七番地　被相続人　亡　中島澤五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

愛知県瀬戸市陶原町四丁目五三番地　司法書士吉田合同事務所

相続財産管理人　司法書士　吉田　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市佐井寺二丁目四〇六四番地、最後の住所大阪府豊中市上新田三丁目一〇番三六号　被相続人　亡　濱　春江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　細見　文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市都島区友渕町三丁目一番、最後の住所大阪市都島区友渕町三丁目一番一―七一三号　被相続人　亡　初村　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル三階

相続財産管理人　弁護士　宇田　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市谷口町七九番地、最後の住所兵庫県宝塚市谷口町一番三一号　被相続人　亡　柳澤　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

兵庫県伊丹市南本町二丁目四番六号コバコンスビル二階

相続財産管理人　弁護士　朝本　行夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市沼田東町両名二六三番地、最後の住所広島市安佐南区相田一丁目一四番八号　被相続人　亡　森宗　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階

相続財産管理人　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区相田三丁目四二五番地一二、最後の住所広島市安佐南区相田三丁目三番三号　被相続人　亡　河本　真吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

事務所広島市中区紙屋町二丁目二番八号

相続財産管理人　山田さをり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区口田南一丁目四三五番地一六、最後の住所広島市西区三滝本町二丁目四番一号　被相続人　亡　財満　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

事務所広島市中区上幟町三番一四号　パークビル三階

相続財産管理人　弁護士　胡木　健志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市南蔵王町二丁目二〇三番地、最後の住所福岡市早良区星の原団地四五番一〇八号　被相続人　亡　柴村　征臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

事務所福岡市中央区大手門二丁目九番二九号エクセラン大手門ビル二〇四号

相続財産管理人　司法書士　池田みどり

債務引受に係るお知らせ

政府保証第5回西日本高速道路債券の債権者各位

政府保証第5回西日本高速道路債券につきましては、平成二十六年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、西日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十六年十月十四日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　廣直

大阪府大阪市北区堂島一丁目六番二〇号

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　石塚　由成